

「臨時福祉給付金」の申請を受け付けしています

対象となる方は、11月4日(火)までに申請してくださいようお願いします。

平成26年4月からの消費税増税に伴い、低所得者に対する負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において大治町に住民登録があり、平成26年度町民税が課税されない方が対象です。平成26年1月2日以後に大治町へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

ただし、

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合

などは対象外です。

支給額

支給対象者1人につき、10,000円

支給対象者の中で次に該当する方は、5,000円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請先 役場 民生課

申請期限 11月4日(火)(必着) ※対象となる方は、申請期間内に申請が必要です。

申請方法 支給対象と思われる方へ7月下旬に申請書等を郵送しましたので、申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※役場民生課窓口で直接提出することもできますが、混雑が予想されるため、なるべく郵送での申請をお願いします。(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日・祝日を除く)

給付金の受取方法 申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

問合せ先

- ・申請方法に関すること 役場 民生課 内線165・168
- ・制度に関すること 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192 (午前9時～午後6時)

「臨時福祉給付金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。